



北海道



まん延防止等重点措置協力支援金 (飲食店等)【令和4年3月分】 本申請の手引き

[対象地域] 石狩管内各市町村(札幌市を含む)、小樽市及び旭川市 **以外** の地域

北海道による要請に応じて、
令和4年3月7日から3月21日までの
全ての期間に営業時間の短縮等により、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にご協力いただいた
施設(店舗)を管理する事業者を対象に、
協力支援金を支給いたします。

申請受付期間
令和4年3月22日(火)～4月30日(土)
【当日消印有効】

「協力支援金」の不正受給は犯罪です。

令和4年3月
北海道 感染防止対策協力支援金 事務局

まん延防止等重点措置協力支援金(飲食店等)【令和4年3月分】

本協力支援金は、次の要請にご協力いただいた施設(店舗)を管理する事業者が対象です。

要請期間	令和4年3月7日(月)から3月21日(月・祝)までの全ての期間(15日間)にご協力いただく必要があります。						
対象施設	石狩管内各市町村(札幌市を含む)、小樽市及び旭川市 以外 の地域、かつ、次の施設(店舗) <table border="1"> <tr> <td>飲食店</td><td>食品衛生法上における飲食又は喫茶店営業許可を受けている飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)</td></tr> <tr> <td>遊興施設</td><td>キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設(店舗)及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店</td></tr> <tr> <td>結婚式場</td><td>食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場等(披露宴等を行うホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)も含む)</td></tr> </table> <次の施設(店舗)は要請(協力支援金)の対象外> ●宅配・テイクアウト専門店●イートインスペースがあるスーパーやコンビニ●移動販売車や屋台、露店●宿泊者のみが利用するホテル・旅館内の飲食店●マンガ喫茶やネットカフェなど、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設(店舗)●社員のみが利用する社員食堂 等	飲食店	食品衛生法上における飲食又は喫茶店営業許可を受けている飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)	遊興施設	キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設(店舗)及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店	結婚式場	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場等(披露宴等を行うホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)も含む)
飲食店	食品衛生法上における飲食又は喫茶店営業許可を受けている飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)						
遊興施設	キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設(店舗)及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店						
結婚式場	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場等(披露宴等を行うホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)も含む)						
要請内容	北海道飲食店感染防止対策認証制度(第三者認証制度)の認証の有無によって、要請期間における要請内容が異なります。 <認証店> ○全ての期間において、次の A または B いずれか一方の要請に応じる (※当初(3月7日)に選択した要請内容は変更できません) <table border="1"> <tr> <td>A</td><td>営業時間を5時～21時の間に短縮し、かつ、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む。以下同じ。)を11時～20時の間とする。</td></tr> <tr> <td>B</td><td>営業時間を5時～20時の間に短縮し、かつ、酒類の提供を行わない</td></tr> </table> <非認証店> ○全ての期間において、営業時間を5時～20時の間に短縮し、かつ、酒類の提供を行わない <認証店・非認証店とも共通> ○同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人以内 ○業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目を遵守 ○カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底する	A	営業時間を5時～21時の間に短縮し、かつ、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む。以下同じ。)を11時～20時の間とする。	B	営業時間を5時～20時の間に短縮し、かつ、酒類の提供を行わない		
A	営業時間を5時～21時の間に短縮し、かつ、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む。以下同じ。)を11時～20時の間とする。						
B	営業時間を5時～20時の間に短縮し、かつ、酒類の提供を行わない						
主な支給要件	○3月8日(火)以降からご協力いただいた場合には、協力支援金の支給要件を満たさず、一切支給できませんのでご注意ください。 ○対象施設については、要請期間の前日(令和4年3月6日(日))までに、営業に必要な「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」「菓子製造業許可」や「社交飲食店営業許可」のみでは不可)を取得しており、かつ、<u>要請開始前から営業実態がある施設(店舗)が対象</u>です。 ○従来から20時を超えて営業を行っている施設(店舗)が対象となります(従来から20時までに閉店している店舗は支給対象とはなりません)。 (注意) 従来から21時までに閉店している認証店は、上記 A の「営業時間を5時～21時の間に短縮」の要請への対応を実施しないため、上記 B の取組を行う場合に限り本協力支援金の対象となります。						
協力支援金額	1施設(店舗)1日あたりの協力支援金額 * × 要請に応じた日数(15日間) *施設(店舗)ごとに企業規模や売上高等に応じて算出した金額						
申請期間	令和4年3月22日(火)から4月30日(土)まで【当日消印有効】※期間を過ぎたものは受け付けません。						
(注意) 管理している施設(店舗)が、<u>次の市町村にも所在する場合は、所在する各市町村への申請が必要</u>となります。 ◆札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市 上記以外の市町村に所在する場合は、道へ申請してください。 【問い合わせ先】011-350-7377(専用ダイヤル) 受付時間 8時45分から17時30分まで							

- 要請内容 **A** に協力いただいた第三者認証店～「認証店A」
- 要請内容 **B** に協力いただいた第三者認証店～「認証店B」

申請について

■協力支援金の支給対象施設(店舗)

従来（通常）の 営業終了時間		第三者認証店	支給 対象	第三者認証店以外	支給 対象				
20時までの店舗		☐ 20時までの通常営業	×	☐ 20時までの通常営業 （酒類提供停止（持込含む））	×				
20時を超えて 21時までの店舗		次のいずれかを選択（当初の選択は変更不可） <table><tr><td>☐21時までの通常営業</td><td>×</td></tr><tr><td>☒20時までの時短営業 【認証店B】 （酒類提供停止（持込含む））</td><td>◎</td></tr></table>		☐ 21時までの通常営業	×	☒ 20時までの時短営業 【認証店B】 （酒類提供停止（持込含む））	◎	☐ 20時までの時短営業 （酒類提供停止（持込含む）） ◎	
☐ 21時までの通常営業	×								
☒ 20時までの時短営業 【認証店B】 （酒類提供停止（持込含む））	◎								
21時を超える店舗		次のいずれかを選択（当初の選択は変更不可） ※21時を超える営業は不可 <table><tr><td>☒21時までの時短営業 【認証店A】 （酒類提供11～20時まで）</td><td>○</td></tr><tr><td>☒20時までの時短営業 【認証店B】 （酒類提供停止（持込含む））</td><td>◎</td></tr></table>		☒ 21時までの時短営業 【認証店A】 （酒類提供11～20時まで）	○	☒ 20時までの時短営業 【認証店B】 （酒類提供停止（持込含む））	◎		
☒ 21時までの時短営業 【認証店A】 （酒類提供11～20時まで）	○								
☒ 20時までの時短営業 【認証店B】 （酒類提供停止（持込含む））	◎								
共通	・ 同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする ・ 業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目の遵守 ・ カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う								

※協力支援金の単価:「○」=認証店A(2.5~7.5万円/日)、「◎」=認証店B・非認証店(3~10万円/日)

※「×」=営業時間短縮に該当しないため、支給対象外

■協力支援金の単価(1日あたり)

〈認証店A〉(営業時間を5時から21時の間に短縮し、かつ 酒類の提供を11時から20時までとした場合)

2021年、2020年又は2019年の3月の 1日当たりの売上高			～8万3,333円以下	8万3,333円超～ 25万円以下	25万円超～
中小企業・ 個人事業者	売上高方式		2.5万円／日	2.5～7.5万円／日 (1日当たりの売上高の3割)	7.5万円／日
		計算式	2021年、2020年又は2019年の3月の1日当たりの売上高減少額×0.4		
大企業	売上高減少方式		20万円／日 又は 2021年、2020年又は2019年の 3月の1日当たりの売上高×0.3のうち、いずれか低い額		
		上限額			

〈認証店B〉(営業時間を5時から20時の間に短縮し、かつ 終日酒類の提供(持込を含む)を行わない場合)

〈非認証店〉(営業時間を5時から20時の間に短縮し、かつ 終日酒類の提供(持込を含む)を行わない場合)

2021年、2020年又は2019年の3月の 1日当たりの売上高			～7万5千円以下	7万5千円超～ 25万円以下	25万円超～
中小企業・ 個人事業者	売上高方式		3万円／日	3～10万円／日 (1日当たりの売上高の4割)	10万円／日
	売上高減少方式	計算式	2021年、2020年又は2019年の3月の1日当たりの売上高減少額×0.4		
大企業		上限額	20万円／日		

※ 新規開業(開店)等の1日当たりの売上高の算定の特例

ア 2021年3月2日から2022年3月6日までの間に開店の場合

2021年3月2日から2022年3月6日までの間に開店した施設(店舗)においては、前年(2021年)、前々年(2020年)又は前々々年(2019年)の参照する月の売上高が存在しないことから、次のいずれかの計算方法により1日当たりの売上高を算定します。

1日当たりの売上高	計算方法
○開店から要請日前日(2022年3月6日)までの1日当たりの売上高	(開店日から2022年3月6日の売上高の合計) ÷(開店日から2022年3月6日の暦日数)
○2021年4月から2022年2月までの期間のうちから「任意で選択した月」(その月の1日から月末まで)の1日当たりの売上高	(2021年4月から2022年2月までの期間のうちから「任意で選択した月」(その月の1日から月末まで)の売上高の合計) ÷(2021年4月から2022年2月までの期間のうちから「任意で選択した月」(その月の1日から月末まで)の暦日数)

イ 2020年3月2日から2021年3月1日までの間に開店の場合

2020年3月2日から2021年3月1日までの間に開店した施設(店舗)においては、前々年(2020年)又は前々々年(2019年)の参照する月の売上高が存在しないことから、次のいずれかの計算方法により1日当たりの売上高を算定します。

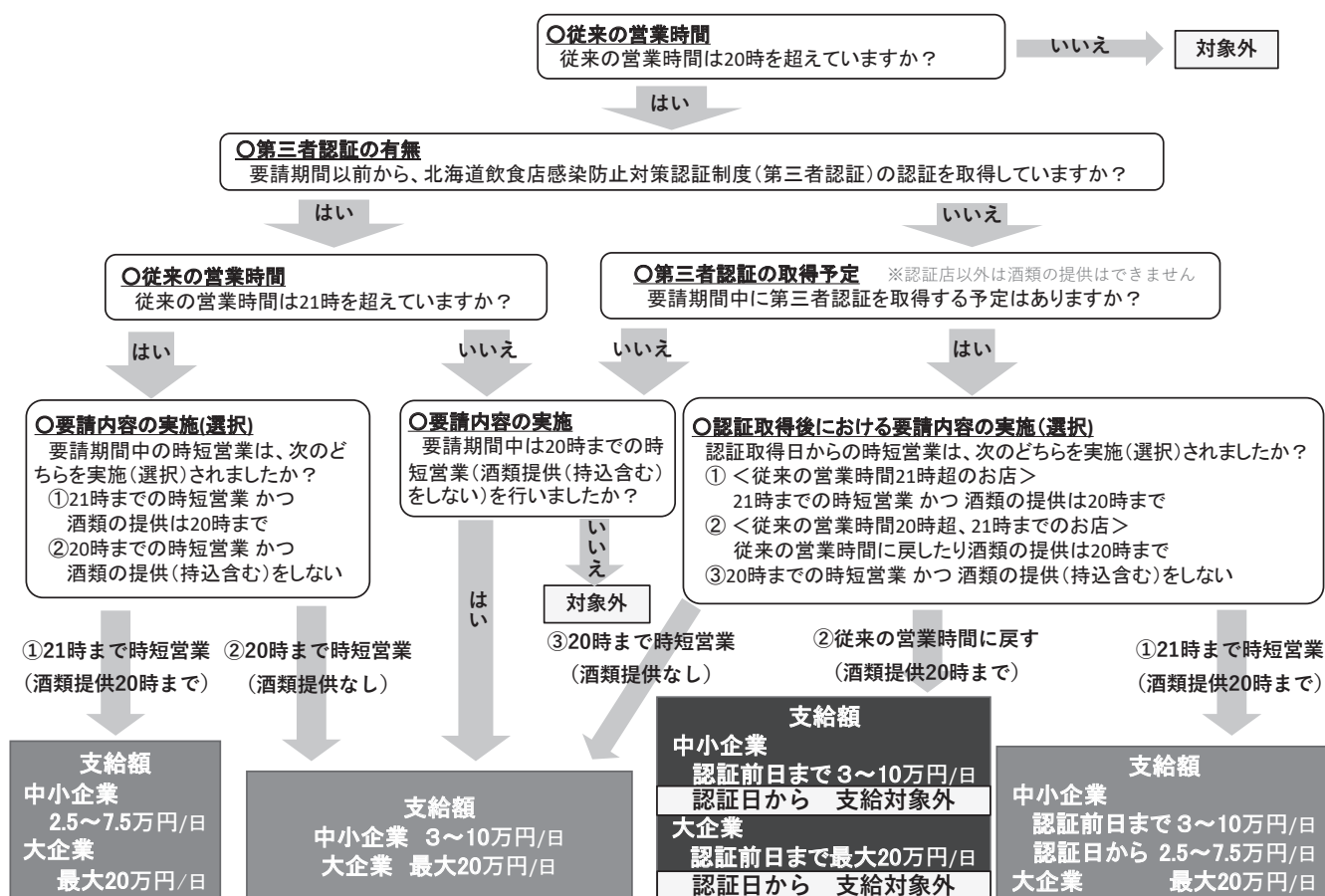
1日当たりの売上高	計算方法
○2021年3月の1日当たりの売上高	(2021年3月の売上高の合計) ÷(2021年3月の暦日数(31日))
○2020年4月から2021年2月までの期間のうちから「任意で選択した月」(その月の1日から月末まで)の1日当たりの売上高	(2020年4月から2021年2月までの期間のうちから「任意で選択した月」(その月の1日から月末まで)の売上高の合計) ÷(2020年4月から2021年2月までの期間のうちから「任意で選択した月」(その月の1日から月末まで)の暦日数)

ウ 2019年3月2日から2020年3月1日までの間に開店の場合

2019年3月2日から2020年3月1日までの間に開店した施設(店舗)においては、前々々年(2019年)の参照する月の売上高が存在しないことから、次のいずれかの計算方法により1日当たりの売上高を算定します。

1日当たりの売上高	計算方法
○2020年又は2021年3月の1日当たりの売上高	(2020年又は2021年3月の売上高の合計) ÷(2020年又は2021年3月の暦日数(31日))
○2019年4月から2020年2月までの期間のうちから「任意で選択した月」(その月の1日から月末まで)の1日当たりの売上高	(2019年4月から2020年2月までの期間のうちから「任意で選択した月」(その月の1日から月末まで)の売上高の合計) ÷(2019年4月から2020年2月までの期間のうちから「任意で選択した月」(その月の1日から月末まで)の暦日数)

■協力支援金・要件確認フローチャート



【企業規模の定義】中小企業基本法に基づき以下のとおりとなります。

中小企業 <飲食業> 「資本金の額又は出資の総額」が、5,000万円以下の会社又は、「常時使用する従業員の数」が50人以下の会社・個人 <カラオケなどのサービス業> 「資本金の額又は出資の総額」が、5,000万円以下の会社又は、「常時使用する従業員の数」が100人以下の会社・個人	大企業 <飲食業> 「資本金の額又は出資の総額」が、5,000万円を越え、かつ「常時使用する従業員の数」が50人を越える会社 <カラオケなどのサービス業> 「資本金の額又は出資の総額」が、5,000万円を越え、かつ「常時使用する従業員の数」が100人を越える会社
---	--

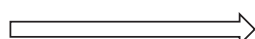
■第三者認証店・非認証店別の1日あたりの協力支援金額

			支給額/日	
			中小企業・個人事業者	大企業
事例①	全期間認証店	・全期間21時までの時短営業（酒類の提供は20時まで）	A	2.5万円～7.5万円
事例②	全期間認証店	・全期間20時までの時短営業かつ酒類提供なし	B	3万円～10万円
事例③	途中から認証店	・●日まで20時までの時短営業かつ酒類提供なし、●日から21時までの時短営業（酒類の提供は20時まで）（注意）	B ●日 A	B期間 3万円～10万円 A期間 2.5万円～7.5万円(注意)
事例④	途中から認証店	・全期間20時までの時短営業かつ酒類提供なし	B ●日 B	3万円～10万円
事例⑤	全期間非認証店	・全期間20時までの時短営業かつ酒類提供なし	B	3万円～10万円

最大
20万円

※当初（3月7日（月））選択した要請（協力）内容は変更できません。但し、要請期間中に第三者認証の認証を取得した施設（店舗）は、認証日をもって、認証店の要請内容に変更できます。

※事例③ 従来（通常）の営業終了時間が20時を超えて21時までの施設（店舗）については、要請期間中に認証を取得した場合、従来（通常）の営業終了時間に戻すことや酒類提供も11時～20時まで可能になります。ただし、これらの場合は認証日からの期間（A期間）の協力支援金は支給されません。



認証店であった期間

A 21時までの時短営業（酒類の提供は20時まで）



非認証店であった期間

B 20時までの時短営業かつ酒類提供（持込含む）なし

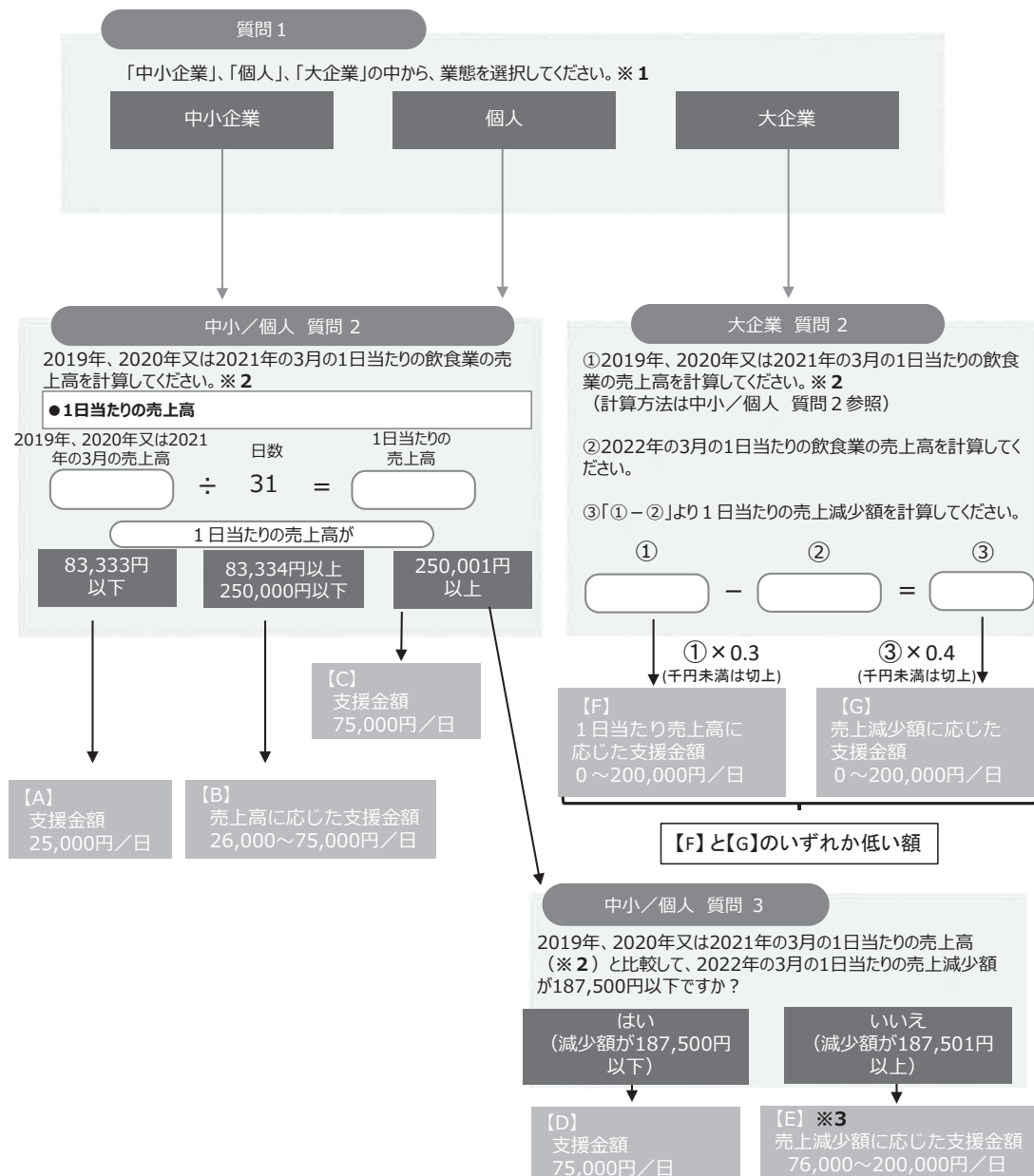
協力支援金額の計算手順フロー

■ 認証店A

【協力支援金額の計算手順フロー】

認証店A(21時まで営業時短(酒類提供11～20時まで))

※申請に当たっては、申請書【協力支援金額の計算手順】(様式1-3-ア・1-4-ア)に沿って計算してください。



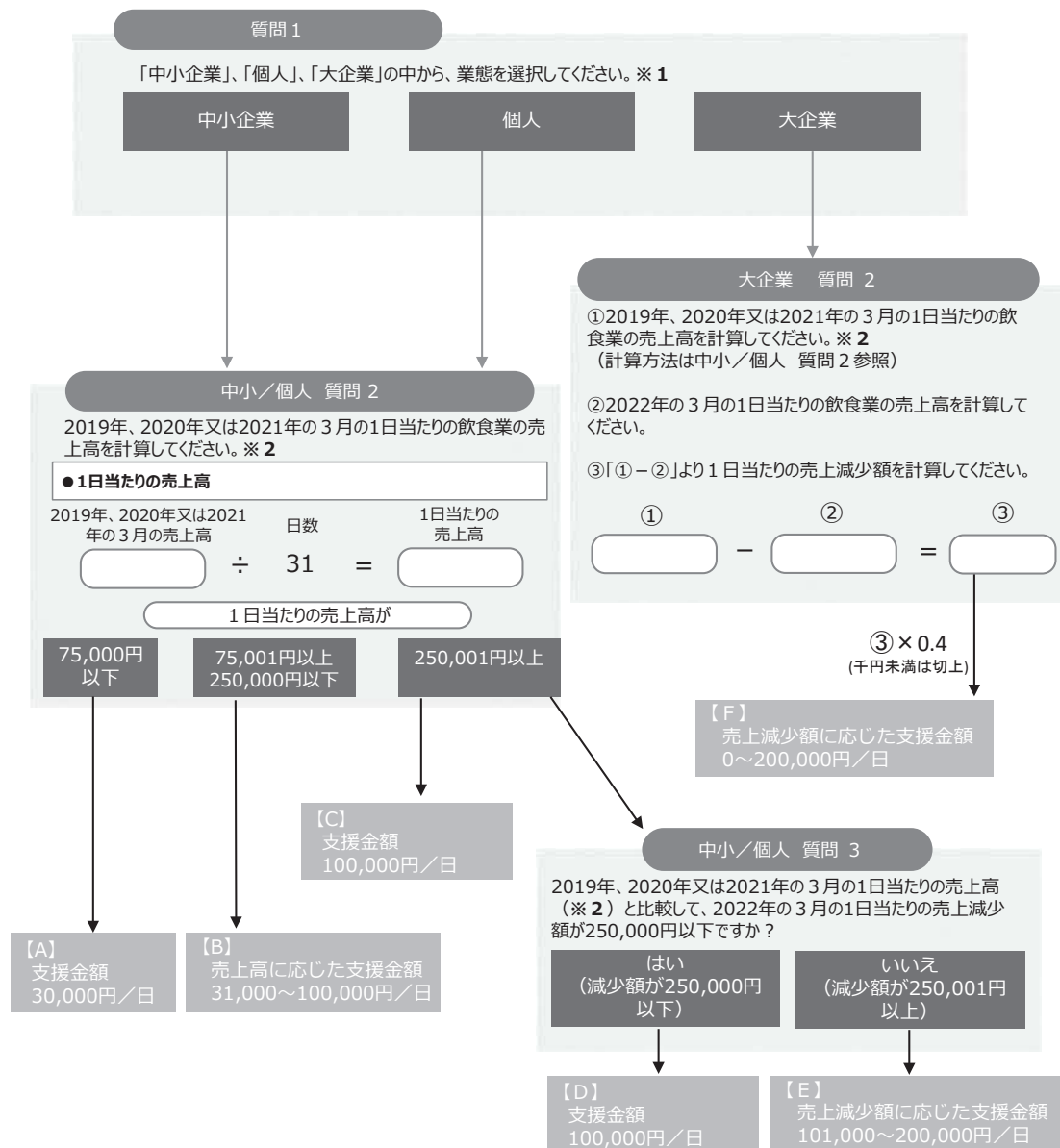
- ※1 中小企業・個人事業者においても大企業的方式(売上高減少方式)による支援金額とすることも可能です。
- ※2 2019年3月2日以降に営業を始めた施設(店舗)は別の計算式により1日当たりの売上高を計算することも可能です。詳しくは手引きP2～3「新規開業(開店)等」の1日当たりの売上高の算定の特例をご覧ください。
- ※3 【E】と2019年、2020年又は2021年の3月の1日当たりの飲食業の売上高(※2) × 0.3のいずれか低い額になります。

■ 認証店B・非認証店

【協力支援金額の計算手順フロー】

認証店B・非認証店(20時まで営業時短(酒類提供停止))

※申請に当たっては、申請書【協力支援金額の計算手順】(様式1-3-イ・1-4-イ)に沿って計算してください。



※1 中小企業・個人事業者においても大企業的方式(売上高減少方式)による支援金額とすることも可能です。
(早期給付を申請している事業者を除く)

※2 2019年3月2日以降に営業を始めた施設(店舗)は別の計算式により1日当たりの売上高を計算することも可能です。詳しくは手引きP2～3「新規開業(開店)等の1日当たりの売上高の算定の特例」をご覧ください。

北海道への申請について

I 協力支援金の概要

北海道による要請に応じて、営業時間の短縮等により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にご協力いただいた営業実態のある施設(店舗)を管理する事業者を対象に、協力支援金を支給いたします。

※本要請において認証店・非認証店ともに、それぞれの要請内容(P1参照)を令和4年3月7日(月)から3月21日(月・祝)までの全ての期間において応じている必要があります。

II 申請要件

次の全ての要件を満たす事業者であること。

1 道内において対象施設(店舗)を管理する法人又は個人事業者

※対象施設(店舗)を管理する事業者の本社が、道外にある場合も支給対象となります。

※道内で複数の施設(店舗)を管理している事業者は、取組を行った施設(店舗)分を一括して申請してください。

この場合、各施設(店舗)の協力支援金額を合計した金額を支給いたします。

※1つの施設(店舗)を複数の事業者が共同で管理しているような場合、代表して申請を行う事業者のみ対象となります。

注 意

管理している施設(店舗)が、次の市町村に所在する場合は、所在する各市町村への申請が必要となります。

◆札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

2 要請期間開始の前日(令和4年3月6日(日))の時点で、営業に必要な保健所の「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」「菓子製造業許可」や「社交飲食店営業許可」のみでは不可)を取得しており、かつ、要請期間の全てで当該許可が有効であり、要請開始前から営業実態がある対象施設(店舗)を管理する事業者

3 対象施設のうち要請期間の全てにおいて、次の「★」印がついた要請に応じた施設(店舗)を管理する事業者

従来(通常)の 営業終了時間	第三者認証店	支給 対象	第三者認証店以外	支給 対象
20時までの店舗	□20時までの通常営業	×	□20時までの通常営業 (酒類提供停止(持込含む))	×
20時を超えて 21時までの店舗	次のいずれかを選択(当初の選択は変更不可) □21時までの通常営業 ★B20時までの時短営業【認証店B】 (酒類提供停止(持込含む))	× ◎	★□20時までの時短営業 (酒類提供停止(持込含む))	◎
21時を超える店舗	次のいずれかを選択(当初の選択は変更不可) ※21時を超える営業は不可 ★A21時までの時短営業【認証店A】 (酒類提供11～20時まで) ★B20時までの時短営業【認証店B】 (酒類提供停止(持込含む))	○ ◎	※20時を超える営業は不可	◎
共通	・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする ・業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目の遵守 ・カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う			

4 申請事業者が、次のいずれにも該当していないこと。

(1)事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下本項において「法」という。)第2条第1項第6号の暴力団員をいう。以下本項において同じ。)である場合

(2)暴力団(法第2条第1項第2号の暴力団をいう。以下本項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合

(3)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる場合

(4)事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる場合

(5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

Ⅲ 申請手続き等

1 本協力支援金の申請に必要な書類等の入手方法

(1)北海道公式ホームページ

【URL】<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/inshokutenshien/104807.html>

※申請書類等をダウンロードすることが可能です。

(2)道庁本庁舎 1 階道政広報コーナー、各(総合)振興局及び各市町村



2 申請書類の提出

「申請書類について(P9～P14)」に記載の申請書類を提出してください。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※申請書類のご提出前に必ず写しを取り、お手元で保管してください。

※提出いただいた書類の返却はいたしません。

3 申請受付方法及び申請受付期間

＜郵送による申請＞ 感染症の拡大防止のため、お持ち込みによる申請は受け付けいたしません。

令和 4 年 3 月 2 2 日(火)から令和 4 年 4 月 3 0 日(土)まで【当日消印有効】※期間を過ぎたものは受け付けません。

【郵送先】 ※住所は記載不要です

〒063-8691 札幌西郵便局 郵便私書箱第39号 北海道感染防止対策協力支援金事務局

※郵便物の到着に係る確認のお問い合わせには対応できませんので、簡易書留や一般書留、レターパックプラス(郵便物の追跡ができる方法で、かつ、配達時に受け取り確認がされるもの)で郵送してください。

普通郵便でお送りいただいた場合、書類の不着により申請が受け付けられない場合があります。

※写真や書類のコピー等を同封される場合は、申請者のお名前(法人名、個人事業者名)や施設(店舗)名を余白や裏面に記載してください。

※封筒には、切手を貼り付け、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。料金不足の場合には、返送させていただきます。

＜電子申請＞

※現在、電子申請の準備をしておりますので、詳細が決まり次第、以下のホームページ内でお知らせします(準備中 3月22日(火)予定)

【URL】<https://mar2-s.hokkaido-shienkin.jp/>



4 申請の簡素化

以下の協力支援金を申請した方は簡素化が可能です。 詳細はチェックリストをご参照ください。

(協力支援金の名称)	(対象期間)
緊急事態措置協力支援金【令和3年5月分】	令和3年5月16日(日)～5月31日(月)
緊急事態措置協力支援金【令和3年6月分】	令和3年6月 1日(火)～6月20日(日)
緊急事態措置協力支援金【令和3年8月～9月分】	令和3年8月27日(金)～9月12日(日)
緊急事態措置協力支援金【令和3年9月分】	令和3年9月13日(月)～9月30日(木)
まん延防止等重点措置協力支援金【令和4年1月～2月分】	令和4年1月27日(木)～2月20日(日)
まん延防止等重点措置協力支援金【令和4年2月～3月分】	令和4年2月21日(月)～3月 6日(日)

5 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められる場合に協力支援金を支給します。審査の中で不明な点などがあれば、電話等により内容の確認をさせていただく場合があります。その際、期日までに回答や必要書類の提出がない場合等には、申請を取り下げたものとみなしますので、ご注意願います。

また、申請書に記載いただいた協力支援金額等の修正が必要な場合、電話等により、修正後の金額等についてご説明させていただきます。

6 通知等

申請書類の審査の結果、本協力支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。一方、申請書類の審査の結果、本協力支援金を支給しない旨の決定をしたときにも、不支給に関してご連絡いたします。

Ⅳ その他

1 本協力支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本協力支援金の支給決定を取り消します。既に支給済み場合は、申請者には協力支援金を返還していただきます。

2 申請書類に記載された情報を公的機関(税務当局・警察署・保健所・市町村等)に提供する場合があります。

3 誓約書(様式2)に記載している全ての事項について、誓約していただきます。

申請書類について

1 申請書(様式1)

協力支援金額の算定にあたっては、**飲食部門の売上高(消費税及び地方消費税を除く)**を記載いただきます。
飲食部門の売上高には、原則としてデリバリーやテイクアウト、宿泊者に対する飲食を含めたサービス、物販等の要請対象外の行為の売上は含まれません。(申請に必要な売上台帳等の帳簿の写しの提出にあたっては、それが分かるよう仕分等をしてください。分けることができない場合は、下限額にて申請してください)。
振込口座については、必ず申請者名義の口座をご指定ください。法人の場合は当該法人名義の口座に限ります。

■ 記入例(様式1-1)

<様式1-1>

まん延防止等重点措置協力支援金(飲食店等)【令和4年3月分】申請書【事業者情報等】

令和 4 年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

営業時間短縮等の要請に協力しましたので、まん延防止等重点措置協力支援金(飲食店等)【令和4年3月分】の支給を申請します。

過去の申請から変更がない場合、感染防止対策協力支援金の最新の支給通知番号を1つ記入してください。
★印の項目の記入を省略できます。

緊急事態措置協力支援金
【令和3年5月16日～5月31日分】【令和3年6月1日～6月20日分】
【令和3年8月27日～9月12日分】【令和3年9月13日～9月30日分】
【令和4年1月27日～2月20日分】【令和4年2月21日～3月6日分】
※未給付、同時申請の場合は、支給通知番号は記載は不要

過去に協力支援金を申請し受給した方は、必ず給付を受けた支給通知番号を記載してください。

固定電話、携帯電話欄は担当者の直通電話や業務用携帯電話等、日中連絡が取れる連絡先を記入

【事業者情報】	〒051-0022 北海道 室蘭市海岸町●丁目●番●号	支給通知番号	
連絡先 ※お問合せ先	固定電話 0143-00-0000	携帯電話	090-0000-0000

【法人】	法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0 0
申請事業者名	フリガナ カブシキガイシャ ホッカイドウ 名称 株式会社 北海道 代表者役職 代表取締役社長 代表者氏名 胆振 太郎
担当者★	所属部署 総務部経理課 フリガナ ホッカイ ハナコ 氏名 北海 花子 E-mail keirika@hokkaido.com ☒ 今後、新型コロナウイルス感染症対策に係る支援策等について情報提供がある場合に、配信を希望される場合は、左にチェックを入れてください。
資本金の額又は 出資の総額★	500万 円 常時使用する 従業員の数★ 25 人 (令和4年3月6日時点)
企業規模区分★	☒ 中小企業 ☐ 大企業 ※該当するほうにチェックを入れてください
通知書送付先★	※上記事業者の所在地及び自宅住所とは別の送付先を指定する場合は、こちらをご記載ください。 〒 該当する区分にチェックを入れてください。

【個人事業者】	フリガナ
申請事業者名	名称 代表者役職 代表者氏名
生年月日	西暦 年 月 日
E-mail★	☐ 今後、新型コロナウイルス感染症対策に係る支援策等について情報提供がある場合に、配信を希望される場合は、左にチェックを入れてください。
個人事業者の 自宅住所★	〒 ☐ 自宅住所に通知物の発送を希望される方は、左にチェックを入れてください。
通知書送付先★	※上記事業者の所在地及び自宅住所とは別の送付先を指定する場合は、こちらをご記載ください。 〒

【口座振替の申し出】 北海道から支払われる協力支援金については、下記により口座振替払いとしていただきたく申し出ます。
過去の協力支援金の支給通知書の写しを提出した方は記入不要です。新たに申請する場合や口座を変更したい方のみ記入してください。

振込先口座★ (注1)	金融機関 44 信用 信用金庫 信用組合・協同組合 室蘭 本店(支店) 金融機関コード 0 0 0 0 支店番号 0 0 0 預金種目(注2) 口座番号(右詰めで記入) (普通)・当座 0 0 0 0 0 0 0 0
口座名義人★ (カナ)	口座名義フリガナ(注3) カ) ホッカイドウ 口座名義人 株式会社 北海道

※ 必ず申請者名義の口座を指定してください。(法人の場合は、当該法人の口座に限ります。)
注1 ゆうちょ銀行の場合は「記号番号」を記入せず「店名」「口座番号」をそれぞれの欄にご記入ください。
注2 お振込みは、普通預金口座、又は、当座預金口座のいずれかのみとなります。
注3 「口座名義フリガナ」は通帳中面の「おなまえ」欄にカタカナで記載されている名義をご記入ください。

この申請書で申請する 施設(店舗)数の合計	1 施設	この申請書で申請する 支援金額の合計	450,000 円
--------------------------	------	-----------------------	-----------

注 審査の結果、申請いただいた全部又は一部の施設について、支給対象外となる場合があります。施設ごとの支援金額は、企業規模や売上高等に応じて算出されます。
支援金額の合計については、全ての申請施設の金額算出後に記載してください。

※ 申請書等は、ご提出前に写しを取ってお手元で保管してください。

◆申請書(様式1)は、次の3点になります。

- ① 様式1-1【事業者情報等】(1事業者ごとに提出)
 - ② 様式1-2-ア～ウ【申請施設の情報】(申請する施設(店舗)ごとに提出)
 - ③ 様式1-3-ア～ウ、様式1-4-ア～ウ【協力支援金額の計算手順】(申請する施設(店舗)ごとに提出)
- ※②、③は選択した要請内容により様式が変わります。詳細は、各様式をご確認ください。

■記入例(様式1-2-ウ)

要請期間中に第三者認証を取得し、認証取得日から認証店A※1として営業した場合

注意) 要請期間中に第三者認証を取得し、認証日から認証店B※2として営業した場合は様式1-2-イを使用してください。

※1 21時までの営業時短(酒類提供 11～20時まで) ※2 20時までの営業時短(酒類提供停止)

<様式1-2-ウ>

まん延防止等重点措置協力支援金(飲食店等)【令和4年3月分】

申請書【申請施設の情報】

要請期間中、全ての期間にご協力いただいた施設(店舗)

※要請期間は、令和4年3月7日(月)から3月21日(月・祝)までとなります。

取組施設	フリガナ	ホッカイドウレストラン			業種 業態	レストラン
	名称	北海道レストラン				
	住所	〒051-0022 室蘭市海岸町●丁目●-●			電話 番号	0143-■■-▲▲
	従来(通常)の 営業時間	11:00 ~ 23:00	開店年月日	1991年2月28日		
	第三者認証の 取得年月日	令和4年3月10日				
	営業許可	種別	☒ 飲食店営業許可 ☐ 喫茶店営業許可(該当種別にチェックしてください)			
		名義	北海 太郎	許可日	令和元年2月28日	
		許可番号 ※許可証上部の番号	123456	有効期限	令和6年2月28日	
		申請者と許可の名義人が違う場合の理由(確認できる書類を添付してください) 申請者は店舗オーナー、許可の名義人は店舗運営の責任者				
	要請期間の 取組内容及び 協力開始日	要請期間(3月7日(月)～3月21日(月・祝))の全てにおいて、 ☒ 認証取得前は営業時間を5時から20時までの間に短縮(酒類提供なし)又は休業しており、認証取得後は営業時間を5時から21時までの間に短縮(酒類提供 11時～20時まで)しました。 ☒ 同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内としました。 ☒ 業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目を遵守しました。 ☒ カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行いました。 ※上記項目に全て該当することが協力支援金の支給要件です。				
	認証前	要請期間における営業時間を記入してください。 休業した場合は「99:99～99:99」とご記入ください。		11:00～20:00		
	認証後	要請期間における営業時間を記入してください。 休業した場合は「99:99～99:99」とご記入ください。		11:00～21:00		
		要請期間における酒類の提供時間を記入してください。 提供をやめた場合は「99:99～99:99」とご記入ください。		16:00～20:00		
中小企業(個人事業者を含む。以下同じ。)の下限額での申請希望	中小企業で、参照する月の1日当たりの売上高が75,000円以下のため、売上高の確認できる資料の提出を省略し、協力支援金の下限額(認証取得前3万円/日、認証取得後2万5千円/日)で申請される場合、下記にチェックを入れてください。 ※この場合、申請に必要な書類のうち、売上高の確認できる資料は提出不要となります。 ☐ 当施設(店舗)については、協力支援金の下限額で申請します。					

申請書類について

■ 記入例 (様式1-3-ア)

まん延防止等重点措置協力支援金（飲食店等）【令和4年3月分】申請書【協力支援金額の計算手順】

中小企業・個人事業者

<様式1-3-ア>

認証店A（21時まで営業時短（酒類提供11時～20時まで））として営業した場合

施設（店舗）名

2019年、2020年又は2021年 支援金の下限（25,000円/日）で申請する場合、「0」を計算してください。

2021 年 3 月 上記期間の売上高 0 円 ÷ 31 = 0 円
1日当たりの売上高…①
小数点以下切り上げ

☆2019年3月2日以降に営業を始めた施設（店舗）は次の計算式により、1日当たりの売上高①を計算することも可能です。

次のいずれかを選択

●2021年3月2日から2022年3月6日までの間に開店の場合

A1：開店から2022年3月6日までの1日当たりの売上高

A2：2021年4月から2022年2月までの期間のうちから「任意で選択した月」（その月の1日から月末まで）の1日当たりの売上高

●2020年3月2日から2021年3月1日までの間に開店の場合

B1：2020年4月から2021年2月までの期間のうちから「任意で選択した月」（その月の1日から月末まで）の1日当たりの売上高

●2019年3月2日から2020年3月1日までの間に開店の場合

C1：2019年4月から2020年2月までの期間のうちから「任意で選択した月」（その月の1日から月末まで）の1日当たりの売上高

A1～C1

参照期間（A1）

参照期間（A2～C1）

から選択

開店年月日

任意で選択した月

参照期間の売上高

年 月 日

～

2022 年 3 月 6 日

年 月

参照期間の売上高

暦日数

1日当たりの売上高…①

円

÷

日

=

円

※小数点以下切り上げ

●83,333円以下の場合…1日当たりの支援金額【A】25,000円（定額） 【A】 25,000 円

●83,334円以上、250,000円以下の場合

1日当たりの売上高に0.3をかけて1日当たりの支援金額【B】を算出

1日当たりの売上高…①

1日当たりの支援金額

円 × 0.3 =

円 ⇒

【B】

円

※千円未満は切り上げ

●250,001円以上の場合

1日あたりの売上高①と比較して、2022年の3月の1日当たりの売上高の減少額が187,500円以下ですか？

2022年の3月の1日当たりの飲食業の売上高を計算してください。

2022年の3月の売上高

暦日数★

1日当たりの売上高…②

1日当たりの減少額…③

円 ÷

日 =

円 ⇒

円

※③ = ① - ②

★開店日が2022年3月1日以前→31日 2022年3月2日以降→開店日から3月31日までの暦日数

◆減少額が187,500円以下の場合…1日当たりの支援金額【C】75,000円（定額）

【C】

円

◆減少額が187,501円以上の場合

1日当たりの減少額③に0.4をかけて1日当たりの支援金額を算出

1日当たりの減少額…③

1日当たりの支援金額

円 × 0.4 =

円 ⇒

支援金額…④

円

※千円未満は切り上げ

1日当たりの売上高①に0.3をかけて1日当たりの支援金額を算出

1日当たりの売上高①

1日当たりの支援金額

円 × 0.3 =

円 ⇒

支援金額…⑤

円

※千円未満は切り上げ

支援金額④、支援金額⑤のいずれか低い額（上限額20万円）

【D】

円

支援金額算出

【A】～【D】の該当金額

協力日数（15日）

当該期間の総支給額

25,000 円

×

15 日

=

375,000 円

■ 記入例 (様式1-3-ア)

まん延防止等重点措置協力支援金（飲食店等）【令和4年3月分】申請書【協力支援金額の計算手順】

中小企業・個人事業者

<様式1-3-ア>

認証店A（21時まで営業時短（酒類提供11時～20時まで））として営業した場合

施設（店舗）名

2019年、2020年又は2021年の3月の1日当たりの飲食業の売上高（消費税及び地方消費税を除く）を計算してください。

年 3月
上記期間の売上高 円 ÷ 暦日数 31 = 1日当たりの売上高…① 円
小数点以下切り上げ

☆2019年3月2日以降に営業を始めた施設（店舗）は次の計

次のいずれかを選択

●2021年3月2日から2022年3月6日までの間に開店した場合

A1：開店から2022年3月6日までの1日当たりの売上高

A2：2021年4月から2022年2月までの期間のうちから「任意で選択した月」（その月の1日から月末まで）の1日当たりの売上高

●2020年3月2日から2021年3月1日までの間に開店した場合

B1：2020年4月から2021年2月までの期間のうちから「任意で選択した月」（その月の1日から月末まで）の1日当たりの売上高

●2019年3月2日から2020年3月1日までの間に開店した場合

C1：2019年4月から2020年2月までの期間のうちから「任意で選択した月」（その月の1日から月末まで）の1日当たりの売上高

選択した特例の内容に応じて、年月日または年月を記入してください。

A1～C1

参照期間（A1）

参照期間（A2～C1）

から選択

開店年月日

任意で選択した月

A1

2021

12

25

日

～

2022

年

3

月

6

日

年

月

参照期間の売上高

20,000,000

円

÷

暦日数

72

日

=

1日当たりの売上高…①

277,778

円

以下切り上げ

1日当たりの売上高に基づき、該当する算出方法を以下の方法から選んで記入してください。

●83,333円以下の場合…1日当たりの支援金額【A】25,000円（定額）【A】 円

●83,334円以上、250,000円以下の場合

1日当たりの売上高に0.3をかけて1日当たりの支援金額【B】を算出

1日当たりの売上高…①

1日当たりの支援金額

円 × 0.3 =

円 ⇒

【B】

円

●250,001円以上の場合

1日あたりの売上高①と比較して、2022年の3月の1日当たりの売上高の減少額が187,500円以下ですか？

2022年の3月の1日当たりの飲食業の売上高を計算してください。

2022年の3月の売上高

1,000,000

円 ÷

暦日数★

31

日 =

1日当たりの売上高…②

32,259

円 ⇒

1日当たりの減少額…③

245,519

円

小数点以下切り上げ

※③=①-②

★開店日が2022年3月1日以前→31日 2022年3月2日以降→開店日から3月31日までの暦日数

◆減少額が187,500円以下の場合…1日当たりの支援金額【C】75,000円（定額）

【C】

円

◆減少額が187,501円以上の場合

1日当たりの減少額③に0.4をかけて1日当たりの支援金額を算出

1日当たりの減少額…③

1日当たりの支援金額

245,519

円 ×

0.4 =

98,207.6

円 ⇒

支援金額…④

99,000

円

※千円未満は切り上げ

1日当たりの売上高①に0.3をかけて1日当たりの支援金額を算出

1日当たりの売上高①

277,778

円 ×

0.3 =

83,333.4

円 ⇒

支援金額…⑤

84,000

円

※千円未満は切り上げ

支援金額④、支援金額⑤のいずれか低い額（上限額20万円）

【D】

84,000 円

支援金額算出

【A】～【D】の該当金額

84,000

円 ×

協力日数（15日）

15

日 =

当該期間の総支給額

1,260,000

円

申請書類について

2 誓約書(様式2)

本協力支援金の申請にあたって誓約いただく事項を必ずご確認ください。

3 売上高及び営業実態が確認できるもの

【法人・個人事業者共通】

- ① 1日当たりの売上高を算出した年(2019年、2020年又は2021年)の3月の売上台帳等の帳簿の写し
※申請を行う全ての施設(店舗)分が必要です。また、年月・事業者名・店舗名・月の売上合計・事業別の売上(複数事業を営んでいる場合のみ)が記載されたものをご提出ください。
※新規開業(開店)等の特例で申請する場合は、選択した年月に対応したものをご提出ください。
- ② 直近の確定申告書「別表一」(個人にあっては、「第一表」)の写し。個人番号を塗りつぶしたもの)
※中小企業(個人事業者を含む)の施設(店舗)で、1日当たりの売上高が一定額以下の場合は、①は不要です。この場合、当該施設(店舗)の1日あたりの協力支援金額は、「売上高方式」の下限額となります。この場合でも、営業実態の確認のため、②はご提出いただけます。
※売上高が明確に確認できる書類を提出できない場合は、各算出方式の下限額で当該施設(店舗)の協力支援金額が算出されます。この場合でも、営業実態の確認のため、②はご提出いただけます。
- ③ 売上高減少額方式により算出される場合には、2022年3月の売上台帳等の帳簿の写しも必要です。

【法人の場合】

- ① 1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し(「別表一」)の写し
- ② 直近及び1日当たりの売上高を算出した年の法人事業概況説明書(月別売上高)の写し ※表裏両面
- ③ 履歴事項全部証明書の写し

【個人事業者の場合】

- ① 1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し(「第一表」)の写し。個人番号を塗りつぶしたもの)
- ② 青色申告決算書(月別売上高)の写し／白色申告収支内訳書の写し ※表裏両面

【留意事項】

- ① 創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し又は「法人設立・設置届出書」の写しを提出してください。
- ② 審査にあたり、必要に応じて追加の資料提出を求めることがあります。

4 営業に必要な許可を取得していることが分かるもの(申請を行う全ての施設(店舗)分) ～保健所の飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し

※営業許可証に記載された名義が申請者と異なる場合、申請者との関係性を示す資料をあわせてご提出ください(住民票、雇用契約書、委託契約書の写しなど)。

※上記以外の菓子製造業許可や社交飲食店営業許可のみでは申請できません。

5 業種・業態・従前(通常)の営業時間が確認できるもの(申請を行う全ての施設(店舗)分)

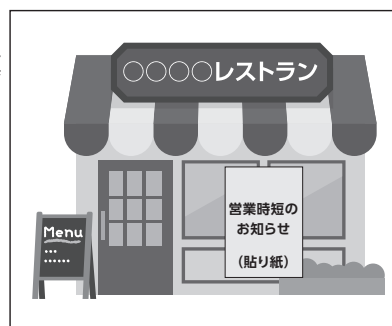
- ① 外観(店舗名が確認できる)写真
 - ② 内観(飲食スペース及び感染防止対策等を行っていることが分かる)写真
 - ③ 従来(通常)の営業時間が分かる施設(店舗)の掲示物、宣伝チラシ、店舗のホームページ、メニュー表、SNS画面など
- ※①～③の内容がわかるようにして提出してください。

6 要請に協力いただいたことが分かるもの(申請を行う全ての施設(店舗)分)

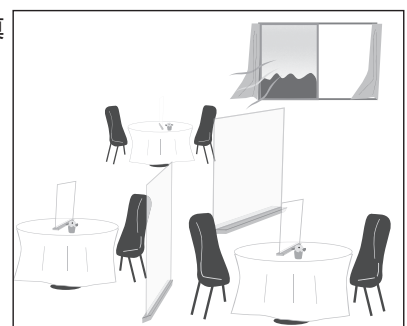
- ① 要請期間中に営業時間の短縮・休業、酒類提供の取りやめ(酒類の提供のある施設(店舗)のみ)ている案内を店頭(店外)に掲示していることが分かる写真
 - ② 要請期間中に営業時間の短縮・休業、酒類提供の取りやめ(酒類の提供のある施設(店舗)のみ)たことが分かる掲示物、告知チラシ、店舗のホームページ、SNS画面、DMの写しなど
- ※①・②の内容がわかるようにして提出してください。

5 ①外観写真、

6 ①案内の店頭掲示写真



5 ②内観写真



(揭示物参考例) ※本様式は、北海道のホームページで公開しています。

休業のお知らせ	営業時間短縮のお知らせ	営業時間短縮のお知らせ
北海道からの営業時間短縮要請に基づき、 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、 当店は、次の期間 休業します。 ご理解のほど、よろしくお願いいたします。	北海道からの営業時間短縮要請に基づき、 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、 当店は、次の期間 時短営業 を実施しています。 ご理解のほど、よろしくお願いいたします。	北海道からの営業時間短縮要請に基づき、 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、 当店は、次の期間 時短営業 を実施しています。 ご理解のほど、よろしくお願いいたします。
実施期間 月 日() ~ 月 日()	実施期間 月 日() ~ 月 日()	実施期間 月 日() ~ 月 日()
従前の営業時間 (休業前) 時 分 ~ 時 分	時短後の営業時間 時 分 ~ 時 分	時短後の営業時間 時 分 ~ 時 分
	酒類の提供: 時 分まで	酒類の提供: いたしません。
	従前の営業時間 (時短前) 時 分 ~ 時 分	従前の営業時間 (時短前) 時 分 ~ 時 分
店舗名:	店舗名:	店舗名:

7 口座振替を希望する口座の通帳等の写し

口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、店舗名が分かる通帳のページや金融機関が発行する口座証明書の写し

8 申請者の本人確認書類の写し(個人事業者のみ)

運転免許証、保険証等のいずれかの写し

※現住所等が裏面に記載されている場合は、裏面の写しも提出してください。

9 その他

提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。書類の記入にあたっては、鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。

申請にあたってよくあるお問い合わせ・参考情報

- 1 屋台、キッチンカー、宿泊者のみが利用するホテル・旅館内の飲食店、飲食店のテイクアウト・デリバリー、ホテルのルームサービス、物販は要請の対象外ですので、協力支援金も支給されません。
テイクアウト、デリバリーや宿泊者の利用分など、支給対象外の売上高が算定に含まれている場合は、その分を除いて申請してください(申請に必要な売上台帳等の帳簿の写しの提出にあたっては、それが分かるよう仕分等をしてください。分けることができない場合は、下限額にて申請してください)。
- 2 売上を比較する年月の確定申告書を提出する場合でも、直近の確定申告書の提出が必要です。
- 3 申請者名と提出された書類(確定申告書、営業許可証等)に記載されている代表者名や事業主名等が異なる場合は、その理由(例えば、その関係性や承継されたこと等)が分かる書類を提出してください。特に確定申告書の代表者名、事業主名が異なる場合に留意してください。
- 4 その他「よくあるご質問」については、北海道のHPをご覧ください。
(URL) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/sienkin_qa.html



【参考情報】

- ① 業種別ガイドライン
【内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室のページ】
(URL) <https://corona.go.jp/prevention/>
- ② 社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
【全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会のページ】
(URL) <https://zensyaren.net/>
- ③ オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
【一般社団法人 日本バーテンダー協会のページ】
(URL) <https://www.bartender.or.jp/covid19guideline20210414>
- ④ カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
【一般社団法人 カラオケ使用者連盟のページ】
(URL) <https://www.kua.or.jp/>
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン
【一般社団法人 日本フードサービス協会のページ】
(URL) <http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>
- ⑥ 結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」
【公益社団法人日本ブライダル文化振興協会のページ】
(URL) <https://www.bia.or.jp/guidelines/>
- ⑦ 感染防止対策チェックリスト項目
【北海道のホームページ】
(URL) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/8/1/1/9/2/4/_/checklist_v2.pdf

5 北海道飲食店感染防止対策認証制度については、申請受付中です。

専用ダイヤル:0570-783-816(9:00～18:00)

(URL) <https://do-safety.jp/>

本協力支援金の申請等に関するお問い合わせ先

北海道感染防止対策協力支援金コールセンター

電話番号:011-350-7377(専用ダイヤル)

受付時間:8時45分から17時30分まで

協力支援金の不正受給は犯罪です！

申請内容に虚偽があることや不正等が発覚した場合は、協力支援金の全額返還を求めるほか、加算金の支払いを請求する場合があります。

- ① 実際には要請時間以降も客を滞在させて営業を行っているにもかかわらず、営業時短要請に応じたように見せかける。
- ② 要請以前から廃業・休業していたにもかかわらず、営業実態があるように見せかける。
- ③ 通常の営業終了時間が営業時短要請の時間より前であるにもかかわらず、以前から営業時短要請の時間を超えて営業していたかのように見せかける。
- ④ 21時まで営業した日があるにもかかわらず、1日あたりの協力支援金額を3～10万円で申請する。

など、虚偽申請は絶対に行わないようご注意ください。軽い気持ちでも、不正を行うと重大な犯罪になりますので、適正な申請をお願いします。